

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間郡三芳町大字北永井三〇五番地一七、最後の住所東京都立川市幸町二丁目二番地のハコ一ボ丸和一〇一八号
被相続人 亡 山口 泰宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十日
東京都立川市曙町二丁目三四番一三三号オリニック第三ビル七〇一岡野法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岡野 和弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県鹿角郡小坂町小坂字大生手五五番地一、最後の住所東京都豊島区西巣鴨二丁目三九番一〇一三〇七号
被相続人 亡 木村 リヤ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十日
事務所東京都新宿区市谷本村町二番一五号外濠スカイビル五階 四谷外濠法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小川 宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区奥沢二丁目三七八番地、最後の住所川崎市高津区下野毛一丁目七番二〇一五〇三三 東建多摩川マンション
被相続人 亡 鎌野 和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十日
神奈川県川崎市川崎区駅前本町一〇番地五クリエ川崎一階 川崎つばさ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 加藤 貴宣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区池袋本町四丁目二三六番地、最後の住所神奈川県相模原市南区上鶴間本町五丁目一五番三六〇五号
被相続人 亡 宮崎 桂輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一六番七号四階 サガミ総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 加藤 哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市小杉二四番地九、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 竹内 陽子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十日
富山県富山市堀端町一番二二号 富山中央法律事務所
相続財産清算人 弁護士 丸山 哲司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県越前市蓬萊町一六〇番地、最後の住所福井県越前市蓬萊町五番一三三三
被相続人 亡 寺出 麗子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十日
福井県越前市新町九号一〇番地四 シティビル三階 えちぜん法律事務所
相続財産清算人 弁護士 寺田 昇市

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市秋和三八七番地一、最後の住所長野県上田市中央東四番六一号千曲荘病院
被相続人 亡 池田 悦郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十日
長野県上田市中央五丁目四番二〇号 相続財産清算人 司法書士 金子 良夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区由比寺尾八〇番地、最後の住所静岡県清水区梅ヶ谷五八番地有料老人ホームジョイクラブ内
被相続人 亡 加藤 昭代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十日
静岡市清水区辻一〇二一えじりあ二〇三中央法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大瀧 友輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中央区中野町三〇二九番地、最後の住所浜松市中央区芳川町八二九番地の二南西 被相続人 亡 河島 保夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十日
静岡県浜松市中央区鳴江三丁目七番一二号 相続財産清算人 弁護士 原 拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県湯上市飯田川飯塚字飯塚八九番地、最後の住所静岡県掛川市中三八八番地の七 被相続人 亡 千種 欽也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十日
静岡県掛川市亀の中一丁目一四番七号 相続財産清算人 司法書士 桑原 淑浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西尾市川口町松原二五番地一、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 蛭川 敦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十日
愛知県西尾市花ノ木町一八八エイトビル 四F 花の木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中根 雄志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市石薬師町二六四二番地五、最後の住所三重県鈴鹿市岸岡町五八九番地の二鈴鹿厚生病院 被相続人 亡 高澤 弘孝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十日
三重県松阪市中央町三六番地二一 川端法律事務所
相続財産清算人 弁護士 川端 康成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市御園町新開三二七番地二八、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 中谷 順一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十日
三重県津市丸之内三四番五号津中央ビル三階 相続財産清算人 弁護士 片山 眞洋

令和7年度決算公告

令和8年6月25日

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
平和汽船株式会社
代表取締役 上野 善

貸借対照表の要旨

(令和8年3月31日現在) (単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,331,087	流動負債	291,091
固定資産	200,666	固定負債	172,286
資産合計	1,531,754	負債合計	1,068,375
		資本	100,000
		剰余金	87,461
		準備金	72,636
		その他利益剰余金	14,825
		利益準備金	880,914
		その他利益剰余金	28,706
		純利益	852,208
		(うち当期純利益)	(68,098)
負債・純資産合計	1,531,754		